

北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正（素案）に係る道民意見提出手続の意見募集結果

令和5年（2023年）2月7日

北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、13個人、8企業・団体から、延べ45件のご意見が寄せられました。

ご意見の概要及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」の欄のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの	0件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	9件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	23件
D	案に取り入れなかったもの	9件
E	案の内容についての質問等	4件

※頁番号順に掲載（同頁内では順不同）、複数頁に係る場合は最初の頁番号で、特定頁に係るものでない場合は末尾に掲載。

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
1	p1 第1 条例の 名称	現名称を継続することには賛同する。 ただし重要政策なのだから今後大いにアピールしないと通称が広がらない。	いただいたご意見も参考に、今後、通称として「ゼロカーボン北海道推進条例」を用いて、ゼロカーボン北海道の趣旨や目的などについて十分に周知を図り、地球温暖化防止の取組が推進されるよう、道民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。  B
2	p1 第1 条例の 名称	「地球温暖化」は虚偽説明であるため、地球温暖化防止のフレーズは削除すべき。	2021年8月にまとめられた気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表している報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と明記され、地球温暖化の進行に伴い、今後も極端な高温や大雨等が起こるリスクが増加することなどが示されております。 今後とも、地球温暖化対策の重要性などについて理解促進に努めてまいります。  D
3	p1 第2 2 定義 (1) ゼロ カーボン 北海道	今回ゼロカーボンの定義が初めて示された。 この定義をアピールしていかないと道民に伝わらない。	今回の改正案では、道民の方々と共通の認識を持って取組を進めることができるよう、ゼロカーボンやゼロカーボン北海道の定義や実現に向けた基本理念などを規定することとしております。 いただいたご意見も参考に、今後ともゼロカーボン北海道の趣旨や目的などについて、道民の皆様への丁寧な説明と周知に努めてまいります。  B
4	p1 第2 総則的 事項 2 定義	第2の総則的事項、2の定義にて、従来の「温室効果ガスの排出抑制」から「温室効果ガスの排出の量の削減」と、より具体的な表記となったが、現行の運用から何か変更はあるのか。	地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、2050年までの脱炭素社会の実現を法に位置づけたことなどに伴い、これまでの「排出の抑制」の表記が「排出の量の削減」に改正されたことを踏まえ、今回の改正案においても、法との整合を図り、削減に向けた方向性を明確にするため改正をするものです。  E
5	p2 第2 2 定義 (6) 再生 可能エネル ギー	外気温が10℃前後でも、サイロ内に保管していたバイオマス燃料（木質ペレット）が、自然発酵、蓄熱した事により、自然発火してしまう事故が他県で発生している。大規模なバイオマス発電所の計画は断念すべき。	ゼロカーボン北海道の実現を図るためには、地域や社会システムの脱炭素化とともに、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーや森林など本道の豊かな地域資源を活用し、種々の取組を進めていくことが重要と考えております。 なお、バイオマス発電所の設置に関して、国では、事業者に対して、遵守が求められる事項などに関する考え方をガイドラインで定め、「燃料の保管に当たっては、適正に分別して品質管理に努める」、「不慮の運転停止の未然防止に積極的に努める」などの取組を求めており、道としては、不適切な事例を確認した場合は、その都度、国に情報提供し、適切な対応を求めることとしています。  C
6	p2 第2 2 定義 (6) 再生 可能エネル ギー	太陽光は強風や津波、積雪による損壊と飛散、風力は深刻な環境破壊（沿岸漁業への損害、近隣住民への低周波被害、野鳥の殺戮）、バイオマスは森林破壊とCO <sub>2</sub> の増加をもたらすので、再生可能エネルギーの導入拡大からは、太陽光、風力、バイオマスを削除すべき。	ゼロカーボン北海道の実現を図るためには、地域や社会システムの脱炭素化とともに、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーや森林など本道の豊かな地域資源を活用し、種々の取組を進めていくことが重要と考えております。 なお、再生可能エネルギー電気利用促進特別措置法においては、事業者は土地利用や安全性に関する法令の遵守とともに、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全等を定めた国のガイドラインに従って適切に事業を行うことが求められており、道としては、不適切な事例を確認した場合は、その都度、国に情報提供し、適切な対応を求めることとしています。  D

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
7	p2 第23基本 理念	再生可能エネルギー関連の事故が起きていることから、(4)として、「道民への安全安心と健康被害の防止、事業所や運搬移動での事故防止に、徹底した安全対策と、周辺環境対策が図られる事。」を加えるべきである。	今回の改正案では、基本理念は、ゼロカーボン北海道の実現について、多くの道民の方々とともに、共通の認識をもって取組を進めることができるよう、新たに規定しているものです。 再生可能エネルギー電気利用促進特別措置法においては、事業者は土地利用や安全性に関する法令の遵守とともに、土地の利用状況に応じた防災、環境保全等を定めた国のガイドラインに従って適切に事業を行うことが求められており、道としては、不適切な事例を確認した場合は、その都度、国に情報提供し、適切な対応を求めることとしています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
8	p2 第2 4道の責務	道内で発電し道外で使用する再生可能エネルギーに対して「北海道賦存エネルギー使用賦課金制度」を構築し、これを原資として、道、市町村、事業者、民間団体などが実施する道内の化石燃料使用量の削減策や広報に補助金を出す仕組みを作るなど、積極的な取り組みを実施すべき。	道では、現在、道企業局の水力ダム発電による収益を基金化（北海道新エネルギー導入加速化基金）しており、この基金を活用し、新エネルギー導入について、計画策定や設備導入までの各段階に応じて、市町村などの取組を支援（補助）する仕組みを設けております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
9	p2 第24道の責務 (1)総合的かつ計画的な施策の策定の責務	道の責務以降(4)(5)(6)(7)(8)の責務をいつまでにどのように総合的かつ計画的に実施する具体的な計画を策定するのか。 また、策定する計画のロードマップとゴールの目標値は、政府が提案しているものと一致するのか。	道では、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、2050年までのゼロカーボン北海道の実現という長期的目標や中期目標などを定めた推進計画を策定し、種々の取組を進めており、今後とも、本条例や計画に基づき、総合的・計画的な推進に努めてまいります。
			E
10	p2 第24道の責務(3) 道民等が実施する取組への支援	道の責務(3)について、「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取り組みを促進するための支援を行う」となっているが、現時点で具体的にどのようなかたちでの支援を計画しているか。	ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組について、各家庭におけるCO <sub>2</sub> 排出量をわかりやすく可視化するアプリの開発や、道民や事業者の方々身近なことから取り組んでいただく「ゼロカーボン北海道チャレンジ！」の実施など種々の取組を推進し、脱炭素への意識向上や行動変容を進めるとともに、脱炭素に向けた地域のプランづくりや再エネ設備の導入、エネルギーの地産地消の取組を支援するほか、活力ある森林づくりやブルーカーボンといった吸収源対策などの取組促進・支援など、今後、条例に基づき各般の施策を検討してまいります。
			E
11	p2 第24道の責務 (3)道民等が実施する取組への支援	具体的に効果がある削減策を効果的に実施するために、道が財政支援も含めて積極的に動く必要がある。そのためには、具体的な削減策を実施した場合の北海道全体の費用対効果を試算し公表する必要がある。	今後、改正条例に基づき、道の果たすべき役割を担い、種々の取組を積極的に進めてまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
12	p3 第24道の責務(4)道民等の行動変容措置	「道は事業者及び道民のゼロカーボン北海道の実現に向けた行動変容及び自主的かつ積極的な取組を促進するために必要な措置を講ずるものとします。」とは、具体的にどのような措置があるのか示してほしい。 これまでの対応では、思うように削減効果が得られていないと考えるが、新たにどのようなアイデアがあるのか伺う。	ゼロカーボン北海道の実現に向けた行動変容を促すため、各家庭におけるCO <sub>2</sub> 排出量をわかりやすく可視化するアプリの開発や、道民や事業者の方々身近なことから取り組んでいただく「ゼロカーボン北海道チャレンジ！」の実施など種々の取組を推進してまいります。 また、今回の改正案では、排出量簡易報告制度を事業者の方々に取り組みやすく改善し、利用の促進を図り、事業者自らの取組促進につなげていくほか、今後とも取組の意欲向上や動機付けにつながる方策や支援措置などについても検討し、必要な措置を講じてまいります。
			E
13	p3 第24道の責務(8)ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組促進のための情報提供	「(8)道は、事業者及び道民へ、過去の再生可能エネルギー導入に際して、発生した事故情報や認証偽装、事業所の倒産、撤退、休止等の関連情報を積極的に提供し、環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課のページに、過去の再生可能エネルギー事業で発生した、事故情報の一覧と、認証偽装や事業所の倒産、撤退、休止等の情報を随時掲載する情報公開に努めるものとします。」に改めるべきである。	今回の改正案では、道の責務として道民や事業者の方々へのゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報提供の規定を盛り込んでいます。 また、再生可能エネルギー電気利用促進特別措置法においては、事業者は土地利用や安全性に関する法令の遵守とともに、土地の利用状況に応じた防災、環境保全等を定めた国のガイドラインに従って適切に事業を行うことが求められており、道としては、不適切な事例を確認した場合は、その都度、国に情報提供し、適切な対応を求めることとしています。
			D
14	p3 第25事業者の責務 6道民の責務	いずれも努力規定であり、この責務を積極的に推進するためには、道が積極的な姿勢を示さなければならない。 ゼロカーボンの必要性を北海道全域に浸透させるためには、道の積極的な支援が必要である。	ご意見を踏まえ、道としても、ゼロカーボン推進の意義や必要性について、積極的に周知を図るとともに、道民や事業者の方々本条例に規定する責務を果たすことができるよう、地域の取組の支援など、ゼロカーボン北海道の実現に向けた種々の施策を推進してまいります。
			C

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
15	p4 第2 総則的 事項 7観光旅行 者等の責務	最近中国などからの旅行者が増え始めている。旅行者は特にゴミを散らかし電気は使い放題である。きちんと旅行者への指導を行わないと観光立県としてゼロカーボンは成り立たない。 旅行者にも相当の協力を求める条例にしてほしい。	今回の改正案では、観光旅行者等においても、宿泊中の節電、冷暖房管理、公共交通機関での移動やアイドリングストップ励行など自主的な取組に努める規定を盛り込んでおります。 いただいたご意見も参考に、関係機関と連携して周知・啓発等を図り、観光旅行者等の方々から自主的・積極的な排出削減につながる行動に取り組んでいただけるよう努めてまいります。
			B
16	p4 第2 総則的 事項 7観光旅行 者等の責務	観光旅行者等への責務について、良いことだとは思いますが、来道者がどのくらい認知できるかが疑問である。 観光パンフレット、観光PRの時に具体的な取組を明示した方がよい。	いただいたご意見も参考に、観光事業者やホテル、関係団体等とも連携を図りながら、宿泊中のごまめな節電や冷暖房の管理、公共交通機関での移動、アイドリングストップ励行など、観光旅行者等の方々から自主的・積極的な排出削減につながる行動に取り組んでいただけるよう、周知・啓発等に努めてまいります。
			C
17	p4 第3 1 ゼロ カーボン北 海道推進計 画(2)計 画の事項	すべて具体的な削減目標と削減策、削減効果、事業者や道民の活動などを記載するように考えてほしい。	地球温暖化対策推進計画においては、部門ごとの削減目標を掲げているほか、取組の補助指標や道の重点的取組、各分野ごとの対策・施策、また、道民や事業者の行動の実践例なども盛り込み、種々の取組を推進しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
18	p4 第3 2 実施 状況等の公 表	現行のGHG排出量の報告では、具体的な削減策の効果が見えづらく、道民へのアピール力がないため、現在の算出方法から積み上げ方式に変更すべき。もしくは、各項目の削減効果が具体的に見える表現を追加すべき。	道内における温室効果ガス排出量は、国が定める地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域策定編)策定マニュアルを参考に算定しておりますが、いただいたご意見も参考に、今後とも、より良い算出方法の検討を行い、分かりやすいデータや資料の提供等に努めてまいります。
			C
19	p5 第4 1 事業 者の温室効 果ガスの排 出量の削減 等 (2)取組促進 のための情 報提供	情報提供の場を設置するのであれば、特定事業者や中小企業に直接開催通知を出すとか、道経連、道商連、各市町村の商工会議所などに開催通知を出したり、WEB会議も開催するなど事業者が積極的に情報収集できるよう配慮してほしい。	いただいたご意見も参考に、今後、条例改正説明会の開催や事業者の方々に対する排出量報告制度などの周知、啓発などを行う際には、ゼロカーボン北海道推進協議会や経済団体、市町村などとも連携を図りながら、幅広く周知するほか、様々な機会を活用して丁寧な情報提供に努めてまいります。
			B
20	p5 第4 2 カー ボンオフ セット	(2)の前半部分で「事業者は、カーボン・オフセットを行なうに当たっては、道内で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入するとともに」とあるが、それではCO <sub>2</sub> の排出量は削減されないのではないかと。 新たにCO <sub>2</sub> 削減量を増やすための活動等に出資(購入)することで、削減しきれない量を補うのであれば、トータルの排出量を削減(抑制)できると思うが、前出の表現部分であれば、結果的には、お金を払えばCO <sub>2</sub> を排出しても良く、本来削減出来ていた量をカウント出来なくするので、CO <sub>2</sub> の排出量増加にしかならないのではないかと。 ゆえに、前半部分を削除して「事業者は、カーボン・オフセットを行なうに当たり、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動を、道内において行なうよう配慮に努めるものとします。」の様にしたい方がよいのではないかと。	カーボン・オフセットの規定は、事業者は単に排出量の削減又は吸収の量を埋め合わせるのではなく、まずは事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減に努めた上で、削減が困難である場合に、道内で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入、使用することで、道内の温室効果ガスの削減が推進されるよう規定しようとするものです。
			C
21	p7 第4 4 事業 者温室効果 ガス削減等 計画実績報 告書	前回の意見募集結果No.22に法と条例で提出時期が異なると忘れる可能性があるため、提出期限を12月末から7月末に変更して法に合わせる改正内容となっているが、12月末のままで良い。	事業者温室効果ガス削減等計画実績書の提出時期については、関係団体や地域説明会における事業者の方々への意見聴取やアンケート調査を行った結果、報告の利便性等向上のため、国の報告書の提出時期と整合を図るべきとの意見を踏まえ、提出期限の変更を改正案に盛り込んでいるものです。
			D
22	p7 第4 5 特定 事業者以外 の事業者に よる事業者 排出量簡易 報告書の作 成	事業者排出量簡易報告書の記載項目を限定的にしたことは評価する。 今後、公表する時は会社の名前が出ていないようにしてほしい。	今回の改正案では、事業者の方々へのアンケート調査も踏まえ、事業者排出量簡易報告書の報告項目を一部選択式とするなど、事業者の負担を軽減し、取り組みやすい制度となるよう簡素化しております。 また、排出量簡易報告書を提出する事業者は、提出する際に公表時の匿名を選択できるようにしております。
			B

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
23	p7 第4 5 特定事業者以外の事業者による事業者排出量簡易報告書の作成等(1)	これでは、やる気のある企業だけが提出することになり、実効性が薄い。北海道の強い姿勢を表すためにも「知事に提出するものとします。」に修正すべき。 報告項目を簡素化したならば、作業負担も少なくなり、事業者排出量簡易報告書の提出はしやすいと考える。また、道が集計する際の基礎資料としても件数が多い方が正確な情報になる。	任意の排出量簡易報告制度については、温室効果ガス排出量の把握をしている中小の事業者等が少ない現状を踏まえ、自らの排出量等の把握を行う簡易報告書を提出することにより、排出削減のきっかけや取組促進につなげることを主な目的としています。 今後、より多くの事業者の方々に簡易報告書を提出していただけるよう、さまざまな機会や広報等を通じて、制度を周知し、活用について働きかけてまいります。
			C
24	p7 第4 5 特定事業者以外の事業者による事業者排出量簡易報告書の作成等	解説部分「規則事項（規則で定める時間）」に、「提出しようとする場合は、7月末日までに報告するものとし」とありますが、ゼロカーボンチャレンジャーでの報告時期は「毎年6月末日まで」となっている。これは、統一されるのか。	今後、ゼロカーボンチャレンジャー制度による排出量の報告については、条例に基づく事業者排出量（簡易）報告書を7月末日までに提出することで代えることができるよう検討してまいります。
			B
25	p9 第5 3 自動車等のアイドリングストップ	冬季に暖機運転を行わずにいきなり車を走らせることは、エンジンを傷める結果に繋がるほか、交差点での信号待ちのアイドリングストップを行うと交差点での渋滞が頻発するため、アイドリングストップに関する記述について、「冬期間を除く」という文言を入れるべき。	現行の規則では、「道路交通法第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定に基づき自動車等を停止する場合」のほか、「その他やむを得ない場合」の例示として、地球温暖化防止対策条例に係る質疑応答策では「外気温が非常に低い又は高い場合であって体に支障を生ずる場合」などについては、アイドリングストップを要しない旨の周知を行い、運用しており、ご意見も踏まえ、今後も同様の運用とすることを考えております。
			C
26	p9 第5 4 次世代自動車の選択等	北海道で国の補助金の上乗せの形で助成制度をつくり、自動車からの排出量を大幅に削減する政策を実施してほしい。	次世代自動車の普及拡大を図るため、国では補助制度や税制上の優遇等の支援措置などを講じ、2035年までに乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする目標を設定しております。 道としても次世代自動車の普及促進に向け、国に対し導入補助の拡大を求めているほか、展示会の開催や導入支援制度、充電器設置場所等の紹介などの情報提供に取り組むこととしており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
27	p10 第7 建築物に関する地球温暖化対策	新築住宅、非住宅で断熱性能の高い建築物を建設することで、消費するエネルギーが削減されると考える。 冬の暖房もそうだが、夏も最近では本州よりも暑い日があるので通年の消費エネルギーを抑制させるためにも、高断熱の建物を作る際に補助を厚く交付することで促進されると考える。 断熱性能を上げると建設費が割高になってしまうので、せめて金額格差をゼロに出来るように補助金を厚く交付した方が良く考える。	今回の改正案では、新たに道は積雪寒冷な地域特性に対応した北方型住宅など本道の地域特性に応じて建築物に係るエネルギーの使用が抑制された建築物の普及の促進を図るため、情報の提供その他必要な措置を講ずることとしています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
28	p11 第7 3 建築物環境配慮計画書の作成等	太陽光パネルは強風で飛散する恐れがあるため、「工 再生可能エネルギーの導入のための措置」の部分は削除すべき。	今回の改正案では、当該項目は温室効果ガスの排出量削減を促進するため、建築物の新築・改築の際に再生可能エネルギーの導入を検討していただくよう盛り込んでいるものです。 再生可能エネルギー電気利用促進特別措置法においては、事業者は土地利用や安全性に関する法令の遵守とともに、土地の利用状況に応じた防災、環境保全等を定めた国のガイドラインに従って適切に事業を行うことが求められており、道としては、不適切な事例を確認した場合は、その都度、国に情報提供し、適切な対応を求めるとしています。
			D
29	p12 第8 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策	太陽光パネルは強風で飛散する恐れがあるため、「(2) 道は、地域の再生可能エネルギー源を利用して得られた再生可能エネルギーについて、当該地域においてその利用が促進されるよう、地域における取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとします。」の部分は削除すべき。	ゼロカーボン北海道の実現を図るためには、地域や社会システムの脱炭素化とともに、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーや森林など本道の豊かな地域資源を活用し、種々の取組を進めていくことが重要と考えております。 今回の改正案では、再生可能エネルギーや森林など地域資源の有効活用の重要性を基本理念に定めるとともに、身近な地域に賦存する再生可能エネルギーを活用する地産地消は、環境への負荷を減らし、ゼロカーボン北海道の実現につながるものであることから、地域においてその利用が促進される取組への支援等について規定に盛り込んでいるものです。
			D
30	p12 第8 1 再生可能エネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー利用促進のためには、更なる太陽光発電や風力発電の普及が必要であるが、送配電設備の整備と発電容量変動を吸収するための大型蓄電池の設置は民間企業ではコストが高額のため対応が困難。そのため行政と電力会社で協力いただき整備を進めて頂くことで、更に再生可能エネルギーの利用促進が図られると考える。	北海道電力ネットワーク(株)では、2023年7月以降に接続検討を申し込む再生可能エネルギー発電設備に対する蓄電池併設要件を撤廃する予定であるほか、国では、再生可能エネルギー導入加速化に向けて、系統用蓄電池の整備を支援しています。 道では、新エネルギー導入加速化基金などを活用した補助制度を通じて、蓄電池の導入など新エネルギーの導入拡大の取組を支援するとともに、再生エネルギーの開発・導入の促進に向けた支援措置の拡充について、国に引き続き求めているところです。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
31	p12 第8 1 再生 可能エネルギーの 利用の促進	再生可能エネルギーの利用の促進の項目については、今後益々推進する必要がある内容である。一方で化石燃料の代替となる次世代エネルギーの代表として注目されているアンモニアや水素のインフラ整備は北海道でのCO <sub>2</sub> 削減に不可欠であるため、貯蔵、輸送、利用に対する行政での支援をお願いする。	道では、北海道地球温暖化対策推進計画において、地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築、水素を利用した脱炭素で災害に強い安全・安心な地域づくり及び水素関連産業の創出、育成・振興を図ることとし、取組を推進しています。 産業界の脱炭素化に向けて、企業による再生可能エネルギー・省エネルギー・次世代エネルギー（水素、燃料アンモニアなど）を最適に組み合わせるモデルプランの作成を支援しているほか、新エネルギー導入加速化基金などを活用した補助制度を通じて、水素を利用した燃料電池の導入など新エネルギーの導入拡大の取組を支援するとともに、国に対して、再生可能エネルギーの開発・導入の促進に向けた支援措置の拡充について求めているところです。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
32	p14 第3 3 再生 可能エネルギー計画の 達成状況等の報告	本条例において報告を求める「地域の再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量」とエネルギー供給高度化法上の非化石価値の関係性について、事業者の混乱を招くことが無いよう、検討・整理すべき。	再生可能エネルギー源により発電された電力の調達実績について、地球温暖化対策推進法では、事業者が取得した非化石証書の総量をもとに実績値の報告を求めています。道では、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、非化石証書に拘らず、道内の再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量を報告していただくことを検討しております。 具体的には、FIT制度の利用有無にかかわらず、調達元の発電施設の所在地が道内と分かる電力について、再生可能エネルギー源の種類ごとに調達量を報告していただくことを考えております。 ご意見も踏まえて、今後、道のホームページ、条例改正の説明会やパンフレットなどにより、事業者の混乱を招くことが無いよう、周知してまいります。
			B
33	p15 第10 気候 変動適応に 関する施策	「道は、毎年、気候変動の適応に関する情報の収集と分析、並びに行った技術的助言をまとめた報告書を作成し公表するものとします。」の一文を追加すべき。	道では、気候変動適応計画に基づき、気候変動の影響による道民の生活、財産、経済活動への被害等を回避・軽減できるよう、地域の自然的、経済的、社会的状況に応じて適応の取組を総合的かつ計画的に推進しており、今後とも実施状況を把握、公表しながら取組を進めてまいります。
			C
34	p15 第10 2 北海道気 候変動適 応センター	新たな天下り先を増やそう、との思惑が見え見えである北海道気候変動適応センターは不要である。	北海道気候変動適応センターは、気候変動影響による被害を軽減・回避する気候変動適応を推進するため、情報の収集、整理、分析及び提供や技術的助言を行う拠点として、外部ではなく北海道庁内に設置するもので、ご意見のような考えで設置するものではありません。今後、センターの十分な周知に努めてまいります。
			D
35	p15 第11 2製品又は サービスの 開発等	「(2)道は、(1)の製品サービスの普及に際しては、「太陽光発電施設のソーラーパネルが強風で飛ばされ、車のフロントガラスや建物に当たる被害がでた。」等の事故・被害事例の情報を積極的に提供し、安易な太陽光パネルの設置は止める様に、啓発に努め、その他必要な措置を講ずるものとします。」という一文を加えるべき。	今回の改正案では、当該項目はゼロカーボン北海道に資する製品・サービスの普及促進を図るための情報の提供その他必要な措置を講ずる規定として盛り込んでいるものです。 再生可能エネルギー電気利用促進特別措置法においては、事業者は土地利用や安全性に関する法令の遵守とともに、土地の利用状況に応じた防災、環境保全等を定めた国のガイドラインに従って適切に事業を行うことが求められており、道としては、不適切な事例を確認した場合は、その都度、国に情報提供し、適切な対応を求めることとしています。
			D
36	p15 第12 ゼロ カーボン北 海道に対 する理解の 促進等	事業者がゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずることに積極的になれるように多様なインセンティブを付与した方が促進される。	いただいたご意見も参考に、今後とも中小の事業者の方々の脱炭素の取組の動機付けとなるような方策、支援措置などについて検討し、適時必要な措置を講じてまいります。
			C
37	p15 第12 ゼロ カーボン北 海道に対 する理解の 促進等	事業者の従業員の理解を深めるためには、道が積極的に事業者に対して情報提供をする必要があり、事業者に対する情報と従業員に対する情報に分けて提供すべき。 また、道民に対しては、道からの情報提供が最も大きな効果を発揮するものと考えことから、市町村への情報提供も含めて、あらゆる方法を通じて道民への情報提供を実施することを願います。	いただいたご意見も参考に、道民や事業者の方々が温室効果ガスの排出量を把握し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた種々の取組を講ずるよう、道は必要な情報提供を行う旨の規定を盛り込み施策を進めてまいります。 今後とも理解促進のために、道民や事業者の方々に対して分かりやすい情報提供に努めてまいります。
			C

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
38	p15 第121 ゼロカーボン 北海道の実現 に向けた取組 に対する理解の 促進	ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報提供が道民や事業者（特定事業者以外）には伝わっていない。情報発信の方法等を工夫したほうが良い。 また、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関して、従業員の理解を深めるための情報提供をするための資料提供を行ってほしい。	いただいたご意見も参考に、道民や事業者の方々から温室効果ガスの排出量を把握し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた種々の取組を講ずるよう、道は必要な情報提供を行う旨の規定を盛り込み施策を進めてまいります。 今後とも理解促進のために、道民や事業者の方々に対して分かりやすい情報提供に努めてまいります。
			C
39	p16 第12 2 北海道 クールアース・ デイ	毎年7月7日をこのような日であることをもっとアピールしたほうが良く、ほとんどの道民はわかっていない。「自主的かつ積極的に参加するよう努める」とあるがそのような日があることがわからないのに参加できない。	いただいたご意見も参考に、地球温暖化対策の重要性を認識していただき、地球温暖化の防止に向けた道民の理解と意識の高揚を図るため、北海道クールアース・デイに関する取組を推進するとともに、クールアース・デイの一層の周知に努めてまいります。
			C
40	p16 第13 温室効果ガスの 排出量の削減等 に向けたライフ スタイル等の 形成	いずれの項目も「取組の促進に資する情報の提供を行うもの」とありますが、具体的に必要な情報を整理して関係する事業者や民間団体、道民に対して、広報や動画サイト、SNSなどを活用して情報提供すべき。 北海道の環境に関するサイトを立ち上げ、ゼロカーボン(ライフスタイル、地産地消、環境物品等も含む)、適応策、廃棄物対策(廃棄物の片付け・撤去、廃棄物の削減方法等も含む)、自然環境に関する情報提供や相談受付なども行うべき。	いただいたご意見も参考に、道民、事業者の方々からの更なる温室効果ガス排出量の削減の取組などがより一層促進されるよう道のホームページやSNS、広報誌など様々な媒体を活用しながら、ゼロカーボンに資する様々な取組等について、情報提供に努めてまいります。
			C
41	p17 第13 5 廃棄物の 発生抑制等	循環資源の有効活用を促進するために「廃棄物処理業者は、焼却や埋め立てなどの最終処分量の減量を図るため、リユース、リサイクルの推進に努めるもの」としての一文を追加すべき。 また、「事業者は、再資源化した廃棄物の有効利用を促進するための調査、研究の促進に努め、道は積極的にこれを支援します」旨の一文を追加すべき。	今回の改正案では、廃棄物処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量削減のため、事業者は廃棄物の発生を抑え、使用済物品のリユース・リサイクルに努める旨の規定を盛り込んでおり、いただいたご意見の趣旨も含んでおります。 また、廃棄物の有効利用を促進するための調査、研究については、ゼロカーボン北海道の実現に資する調査研究や技術開発の促進、産業の育成及び振興を図る旨の道の責務規定に盛り込んでおります。
			B
42	全般	昨年は計画を策定して、またさらに改定して、今度は条例を改定しようとしている。計画や条例ばかり力を注いでいるようだが、もうそろそろ政策に力を入れるべきでないか。もう計画や条例はいいから実行に移すべき。	地球温暖化防止対策条例は、2008年に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として制定されたものですが、その後国内外で脱炭素に向けた動きの急速な高まりや地球温暖化対策推進法の改正などを踏まえて、今回、制定以降初めてとなる全体的な見直しを行うとするものです。 また、地球温暖化対策推進計画についても、国の地球温暖化対策計画の改訂などを踏まえて、昨年3月に改定したものです。 今後、これらの計画や条例に基づき、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を進め、目標の達成等に努めてまいります。
			D
43	全般	北海道地球温暖化防止対策について道民・事業者にもっと周知させなければ目標を達成できない。 なにができるのか、どうすればいいのか、わからないことだらけの方が多いのが現状。	いただいたご意見も参考に、今後とも、道民、事業者の方々に対し、地球温暖化対策の重要性についての理解促進に努め、身近なことから取り組んでいただく「ゼロカーボン北海道チャレンジ！」などの実施を通じて実践を促し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進してまいります。 今後とも、ゼロカーボン北海道を実現するため、趣旨や目的、効果的な取組などについて、道民の皆様への丁寧な説明と周知に努めてまいります。
			C
44	全般	前回の意見募集における「温室効果ガス削減などの報告は、既存の温対法などと重複している部分があり、事業者の事務作業軽減に向けた措置を検討してほしい」「電気自動車は寒冷地では性能が低下するデータがあり、生物多様性の保全は相容れないと考える」などの意見が案に未反映となっているが、様々な意見もあるということ踏まえ、本改正をもって切り捨てられることなく、今後も多数の意見を考慮して取組を推進していくべき。	いただいたご意見も参考に、今後とも、幅広く道民、事業者の方々や有識者の方々など様々なご意見を適宜お聞きしながら、ゼロカーボン北海道の実現に向けた施策を講じてまいります。
			C
45	全般	限りある土地の中で産業振興とゼロカーボンを同時に推し進める事はかなり難しいものと感じている。もちろん未来の世代に現在以上の環境下にある北海道を遺すことが大事というのは理解しかない。今回の素案について賛成である。	いただいたご意見も参考に、今後とも、この条例に基づき、地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現に向けて着実に取組を進めてまいります。
			B